

## 「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第13回）議事要旨

### 1 日時

令和7年12月16日（火）9時30分から11時30分までの間

### 2 場所

中央合同庁舎8号館8階代替講堂

### 3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 地経学委員会 委員長
小林いずみ	オムロン株式会社 社外取締役
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

（政府側）

鈴木 隼人	内閣府副大臣
若山 慎司	内閣府大臣政務官
林 幸宏	内閣府審議官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
西山 英将	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）

三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要物資担当）
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定社会基盤役務担当）
大川 龍郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要技術担当）
井上 哲郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特許出願非公開担当）
高橋 文武	内閣参事官
末藤 尚希	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付企画官
加藤 拓馬	厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長
新畑 覚也	厚生労働省医政局参事官（医療情報担当）付医療情報室 室長

#### 4 議事概要

##### (1) 鈴木副大臣冒頭挨拶

- ・ 前回の有識者会議にも参加させていただいたが、それぞれのお立場から論点を掘り上げるような大変すばらしい御意見を頂いたこと、心から感謝申し上げます。
- ・ その後、青木座長から、検討会合で議論を深めてはどうかという御提案を頂き、本日まで二回の検討会合を開催させていただいたと承知している。
- ・ 本日は、検討会合での御議論も踏まえて、更に有意義な意見交換ができればと思う。よろしく願い申し上げます。

##### (2) 事務局説明（推進法改正に関する検討会合の要点）

事務局より、資料1の内容について説明。

##### (3) 自由討議

- 事務局から御説明があった推進法改正の御提案については、賛同したい。短期間で取りまとめていただいた事務局の御尽力に感謝申し上げます。前回の検討会合で申し上げた国際約束との関係についても、御留意いただけるということで心強く思うし、経済的威圧を繰り返す国や一方的に関税を引き上げたりする国は、我が国を見習うべきだと私は思っている。
- シンクタンクについて、将来的には他のシンクタンクと一本化した上で、国家安全保障局の所管とし、今後設置されると言われている国家情報局のインテリジェンス機能と密接に連携して活動していただくということも、あってよいのではないか。
- 今回の改正は、元々附則で定められていた三年目の見直しということだが、今後も継続的に時宜を得た形で見直しをしていくのがよいのではないか。経済安全保障の概念は多義的で、推進法の立法時にも、経済安全保障概念の厳密な定義はあえてしないということであったかと思うし、現在でも経済安全保障上の様々な課題が日々生じている中で、他の経済安全保障関連の法制や事業法等においても各種施策が講じられていると思うが、推進法を言わば基本法的に位置づけつつ、随時見直していくことによって、それらの施策が全体として整合的に、漏れなく実効的に行われるよう、確保することが必要ではないかと思う。
- 経済安全保障上重要な事業や活動が、社会にかなり広まってから新たな規制をするということになると、事業者の方々への影響も大きいように思う。そのため、今後生ずるであろう経済安全保障上の課題を見据えて、推進法に基づく取組を、少し先手を打つ形で進めるということがあってもよいのではないかと、今回の見直し作業に参加して

感じたところ。

例えば、自動運転車やフィジカルAIが今後社会に実装されていった場合には、これらが新たな社会インフラとなり得るが、これらに外部からの妨害行為があると大きな問題になると思われる。もちろん、民間事業者の自由な経済活動やイノベーションを当初から阻害しないようにすることには十分留意する必要があるが、経済安全保障上の課題が生じることが、ある程度の確度を持って予測できるということであれば、広く事業が展開する前から施策を講ずることを検討してもよいのではないかと考える。また、フィジカルAIについては、その部品等のサプライチェーンが懸念国に依存しないよう、今から対策を取るということも必要ではないかと感じている。産業用ロボットについては既に特定重要物資の支援措置もあるが、フィジカルAIでは我が国が優位性を持つということも十分可能と思うため、経済安全保障の観点から検討を行っていくべきではないかと考えている。

- 基幹インフラへの医療の追加と指定基金については、検討会合での発言を本日の資料に新たに反映していただいたということで、感謝申し上げます。検討会合に出席することができなかったシンクタンクについて申し上げたい。RIETIを基盤として創設することは結構だと思うが、RIETIは元々、経済政策あるいはイノベーション政策の研究者が集まっているところ。問題は、技術の経済成長への影響ということだけではなくて、一番分からないところ、特に研究者のほうで分からないところは、その技術の前の段階にあるサイエンスそのものがどういう影響を持っているかということ。実は経済学的にも解けておらず、私自身もそこに非常に強い関心がある。今年ノーベル経済学賞を取られたモキミアも、技術の問題について評価しているが、サイエンスそのものについてはまだ解けていないということ、それをどういう形で統合していくのだろうかということ、ここで改めて申し上げたい。
- 今回のシンクタンクはRIETIが中心だが、政府の近くに置かれるシンクタンクの意味をもう一度確認する必要がある。政府から離れたところに創設することとの違いは、政府の近くに置かれたシンクタンクは、政策の高次判断におけるシナリオ決定に影響を与えやすいということだと思う。したがって、国家戦略上のシナリオを幾つも想定した上で、それに応じてシンクタンクが提言をするということが考えられる。この点は検討会合でも意見を出したが、もう一度強調しておきたい。
- 官民協議会の在り方について。セキュリティ・クリアランスがあり、なかなか情報が出せないということもあり恐らくは政府の中に組織するのだと思うが、それを取り囲むようなある種のフォーラム、民間の知恵を吸い上げるようなハブ・アンド・スポークの構造をきちんとつくっていくべき。

私もいろいろなことをやってきたが、経験上、欲しいけれども得られない情報を民間が持っていることが多い。例えば銀行の調査部であったり、商社の現地情報であったり、あるいはコンサルの人たちが持っているような情報、これはなかなか取ることができない。このような多面的なステークホルダーたちの情報を吸収し得るような、シンクタンクの周りにある官民協議会的な構造を作っていくべきだろうと思う。もちろんそれは守秘義務をかけた上での話だが、ある種、シンクタンクは「総合的」という名前で称しているわけだから、政府の決定に大きな影響力を持つようなシンクタンクというのは、幅広い国民あるいはステークホルダーたちの意見を集約できるような、しかも非常に優秀な頭脳を中心とするようなシンクタンクに育ってほしいと心から思っている。

- 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置において、協力として資料上の提供や説明等を求められるようにすることは、GOCO (Government-Owned, Contractor-Operated) の前段階の手当てとして大変重要と考える。こうした協力の求めは、公益性に基づく開示条件を満たすものとして、民間契約の守秘義務の解除にまで至れるよう、法的な手当てができることが実効性の観点から必要と思われる。
- 重要な海外事業の展開支援について、海外展開は民間事業者の自主的な事業展開の中で本来行われるべきものであるが、海外では国家を背景にした事業展開が行われている現状において、我が国においても新たな制度を創設することに意義がある。我が国は、例えば鉄道を例にとっても、鉄道システムをパッケージ化して海外進出することができておらず、国内での鉄道インフラ技術を海外で生かし切れていない理由の一つとして指摘できる。このような経験を踏まえれば、経済安全保障政策としては、単に個々の事業者の海外投資や立地を直接的に支援するよりは、我が国のサプライチェーンをパッケージ化して、オールジャパンとして海外展開すべき領域での支援をまずはしっかり行うことが、政策でしかできない取組として重要ではないか。
- 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置に関連して、社会の基盤となるような役務をどのように考えるかという論点がある。このような役務は確かに事業法等で規定されていると考えられるが、他方で、自由化の中で、安定供給の規定に綻びが生じていることも多くの事業分野で見られている。経済安全保障で役務まで範囲を拡大しないとしても、事業法等で役務の安定的供給が確保されることを改めて各所管省庁に促して、点検・補強することは有益と考える。
- 重要な海外事業の展開支援については、国際環境が激変している中で、重要な物資の安定供給を確保するというこれまでの支援策だけでなく、今後は、同志国等へのフレン

ド・ショアリングの取組等、海外において実施される経済安全保障上重要な事業を支援することによって、サプライチェーンを強化していくという方向性に賛成する。

他方、海外事業の支援によって、日本産業の空洞化を助長していると指摘されることがないように、国内にも目を配るべきであり、海外事業支援を通じた国内裨益についても考慮することが重要である。この点については、資料にあるとおり、海外直接投資を実施している企業のほうが、していない企業よりも成長率が高いというデータや、グローバル企業の国内事務所の周辺地域では輸出が増加していること等も踏まえ、制度の説明を丁寧に行っていただきたい。

- 海外事業への支援措置としては、これまで政策金融機関による出融資や官民ファンドによる出資等が実施されているが、新たな支援策を検討するのであれば、これまでの支援措置では対応できていない事業への対応が可能とならなければ意味がない。経済安全保障の重要性に鑑み、政府は思い切った強力なリスクテイクをするべきであるということを強調しておきたい。また、一体的な支援の効果を高める観点から、国際協力銀行（JBIC）等、海外展開に関する業務を行っており、必要な知見を有する主体から強力なリスクテイクを可能とする支援措置を実施できるよう検討すべきである。
  
- 御説明いただいたサプライチェーンの強靱化、基幹インフラへの医療機関の追加、海外事業支援、指定基金、シンクタンクのいずれについても、非常に緻密に検討いただき、感謝申し上げます。全て賛成する。その上で、データセキュリティ制度の検討について発言させていただきたい。

どういったデータを保護するのかというところで、国家及び国民の安全が害されることを防ぐためのデータ、安全保障上重要なデータ、その後、個人に関する機微なデータ、基幹インフラ役務等と出てくる。事務局からの御説明で、ゲノムデータ、位置情報、生体認証情報、金融情報、医療情報が挙げられており、一説によると、閾値を設けて一定以上保有した部分については規制をしていくように見受けられるが、量的な増加は質的な転換になるのか。全体的に通常の業法における保安規制と、国家安全保障上の規制について、明確な区分けができていないのではないか。経済安全保障は安全保障ということで、安全保障という言葉が非常によく使われていることは欣快だが、ここは十分に詰めておく必要があるのではないか。
  
- 安全保障上重要なデータということになると、例えば、数によって縛るのではなくて、目的によって縛るという立法の在り方もあるのではないかと考えている。資料に例示されているデータについては、それぞれ通常の業法における保安規制で規律されているデータもある。これを安全保障上重要なデータとして規律を行うときに、どういった仕組みを設けるのか。データの数が増えれば急に性格が変わるのかということについて

ては慎重な説明ぶりが必要であり、目的で縛りることもあり得ると考えている。

- 国法上、我が国の法律というのは、安全保障条約を結んでいる国と制裁を受けている国の扱いは全く違う。例えば、ホワイト国とそれ以外を外為法上は区別をしている。このような視点がないと、データの規律が曖昧なものになって、漠然と広く全体を規律することになってしまうのではないか。
- データセンターについては、電力の問題はあるが、我が国のガバメントクラウドの8割は外国企業である中で、広範なデータセンター規制を行ったらどうなるのか。更に言うと、データセンターに対する投資意欲が強い中で、我が国だけが突出して強い規制をした場合、お金の流れはどうなるのか、投資したいと思っている国はどうなるのかということもある。
- データセンターには国際標準のISOによって極めて広範な水準が求められている中で、何を規制するのかについては、懸念国を意識した規制が必要。その前提として、「万国は全て共通で皆平等」等という形の国法体系にはなっていないという原点に立ち戻る必要があるのではないか。
- データセキュリティについて、具体的な内容は検討中とのことだが、資料に記載されている機微な個人データというのは、どういった段階において安全保障上重要なデータに変わるのかが重要。数の問題なのか、それとも保安目的なのか。検討中なら検討中で結構だが、少なくともデータ規制を行うに当たっては重要な点であるため、事務局から御回答いただきたい。

要するに、数が増えれば、国家安全保障上の懸念が高まるのかということについて、法律上明らかにする必要があると思うが、数が増えれば国家安全保障上重要なデータとなるというのは、少し安易ではないか。そういった転換が生じるような閾値が本当にあるのか。どういった形の規制をするのか、具体的な懸念についても明示して規定するのかという点をお聞きしたい。
- 当初からこの会議に加わっているため、今回の改正には非常に納得感はある。一方、やはり経済界の中でも、経済安全保障という言葉がかなり拡大的に使われている感があり、実際は異なるのだが、元々スモールヤード・ハイフェンスというコンセプトでやってきたところが、やや広がってきているなど思う。

今回は、最初から議論の流れをフォローしている者にとってみれば、別にそういう感じはないのだが、そうでない人からすると、少し特徴がなくなっているように思う。正確な言葉かは分からないが、事務局から、広めに制度設計をするというような旨の御説

明があった。しかし、広めに制度設計をするのではなくて、やはり先を読んで、新しい様々な事象に対して対応できるような形で横に広がるというイメージではないのかと思う。広めに制度設計をするという考えが、指定基金の5法人を拡大するという部分にもあるような印象を受けている。

○ 2022年にこの法律ができてから、この三年間の大きな変化は二つあったのかなと思う。一つは生成AIの登場。もう一つは、ウクライナを含めて世界の流れが大きく変わったということで、明らかにデカップリングとは言えないが、リージョナルな方向に行っている。その背景の下に、今回、推進法の改正が発表されるときに重要なのは、国民や経済界にとって、九つの検討項目の中でシグネチャーになるものは何かということ、横並びではなくてもう少し上手に説明するといいいのかなと思う。この中で言えば、今回のハイライトはシンクタンクと官民協議会を立ち上げることが一つ。そして、世界の不安定化が生じてくるという意味では、医療を基幹インフラ分野に入れるということだと思う。また、データセキュリティの議論を始めるということだと思う。この三年間の大きな変化に結びつけて、九つの検討項目を横並びにするのではなく、今回の改正のシグネチャーとなるものを中心に置きながら、今回の改正を外に打ち出していただけると、より理解が進むのではないか。

○ データセキュリティに関連して申し上げる。基本的に推進法というのは、ある事象によって、国家の安全や国民の命が損なわれるということで始まったと理解している。この場合の「国民」とは、一人のインディビジュアルな人間ではないだろう。したがって、個人情報保護法とは分けて考えなければいけないと思う。例えば、ゲノムデータを一人分だけ抽出して国が危うくなるかというところではない。その個人が総理大臣となったら少し違う気もするが、推進法の基本に戻ったとき、ここでの考え方というのは、インディビジュアルな国民ではなくて、特に安全保障ということになると、コレクティブな国民で考えないといけないのではないか。データセキュリティだけではないが、議論するときにはもう一度基本に戻らないと、経済安全保障というものがオーバーユーズされることになる。

○ 今回の推進法の改正は、三年目ということで、適切なタイミングだと思う。ただ、懸念点がいくつかある。特定の点というよりも、まず、今回の改正も含めて実効性を高めるという観点からは、細かいところではいろいろな課題が見えてくると思う。

例えば安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の具体的な措置として、主務大臣から関係者に対して協力を求める例として金融機関から情報を取るという御説明があった。これは本邦の金融機関であれば情報が取りやすい一方、外資の金融機関の場合は、本当に同じように情報が取れるのか。更に難しいのは、投資家からの協力をどの

ように得られるのか。不採算の事業について、経済安全保障上の手当でだからということで、その事業を継続するというような場合いかに投資家に納得してもらうのかというような点については、もう少し深掘りをしていく必要がある。

- 特定の施策についてではないが、例えば政府からの支援を受けるに当たって、省庁をまたがった場合に、省庁から提出を要求される資料の様式がばらばらで、それが非常に負担になるという声も良く聞こえている。したがって、法律の実効性を高めるという意味では、省庁においてもしっかりとした共通性を持っていただきたい。
- 今回の改正の中にはいろいろなものが盛り込まれているが、他の委員から御指摘があったように、時代はどんどん変わっていき、課題の焦点も変わっていく。法律は一度施行されると、新しいものは追加されるけれども、古いものを見直してやめることはしないということが往々にしてある。そうすると、経済安全保障に関わる法律というのが、次第に巨大なものになってしまうのではないかという懸念を持っている。法律の見直しや点検をする際は必ず、過去に行われたものについてのスクラップという視点も入れて、今後検討していくべきではないかと思う。
- 海外事業の展開支援について、経済安全保障上重要な海外事業とは何なのかをしっかりと考えていく必要がある。今までは、主に資源等、日本の経済や国民の生活に直接的に関わるものだったわけだが、これを広げるとなると、国として何を海外に戦略的に展開していくのか、国益あるいは経済安全保障に資するのは何かという、その部分の哲学をしっかりと考えていかないと、むやみやたらに対象事業が拡大してしまう懸念があるため、しっかりと骨格を作るという点の一つ。

それからもう一つは、これまで海外の事業展開を考えた場合は、おおむね大企業を想定しているわけだが、我が国の中小企業の数を見ると、中小企業にも海外に出てより頑張ってもらわなければいけない。しかし、そういった企業については、大企業と比べると情報やリスクの把握のハードルが非常に高い。まさにこういうところを、国としてどういうふうに支援をしていけるのか考えていただきたい。
- 検討会合で意見をかなり述べさせて頂いたが、今回議論になっているポイントの方向性については、全て賛同。その上で、産業界の他のステークホルダー等と話す中で気がついたことを申し上げたい。大上段の話になるが、我が国は、法制度と法執行に差があってはいけないという文化の国だと思う。一方、他の一部の国は、法制度があっても都合によっては執行しないという場合があるこの差が非常に大きい。そのような国がよいとは言わないが、法執行を早くできるというメリットがある。

そういうことを考えながら産業界の要人と話していると、特にサプライチェーンの

ところで、物資の供給に不可欠な役務の定義が非常に広く分かりにくいという意見が多くあった。一方、誰と話しても、光海底ケーブルの敷設が絶対に必要だということについては全員納得する。では、他のものはどうかというと、例えば物資の打上げを考えたとき、ロケットはその物資の打上げに不可欠なのかもしれないけれども、その物資に直結はしていないだろうというような話が出た。海底ケーブルの敷設は物資とかなり直結しているイメージがあって、非常にすんなり受け入れられるようである。その意味では、重要物資の供給に直結していて、また、専用性も高く不可欠なものという定義をどこかで出していただくと、より納得感が得られるのではないかと。

- 医療の追加の方向性には大賛成。88個の特定機能病院は、経済的な体力もあるだろうから、ここを指定することについても異論はない。一方、それ以外にどの病院を追加していくかという際、地域性とか緊急性というものも、曖昧なので、例えば現状に鑑みると、沖縄県や鹿児島県、北海道等、他国と国境を接しているところには重きを置かざるを得ないのではないかとという声が非常に多かった。88の特定機能病院からまずはスタートしていただき、そのようなところは、個別に、「内閣府において、重要だと判断した」というような形で決定してはどうかと思う。
- 海外事業の展開支援の方向性には賛成。グローバル・サウスという言葉が出ているが、昨今の状況からすると、南シナ海の諸国に対する投資というのは進めたほうがいいだろうという声や、例えばフィリピン、ベトナム、マレーシア等の国は、日本に対してかなり好感を持っていて協力的な面があるため、そういう国を中心に進めてはどうかという声が多かった。また、補助金という手法もあるが、税制上の優遇もあってよいのではという声が出ていた。
- 個々の論点について整理していただき感謝申し上げます。これまでの議論が踏まえられており、方向性については賛同する。その上で、今回新たなカテゴリーの追加や、既存カテゴリーの中で膨らみのある部分ができたりする中、全体像を改めて分かりやすく説明していくことが非常に重要。改正のポイントというような提示の仕方も含め、法制度の全体像がどういう形になるのかということをお説明いただくということが必要だと思ふ。

また、他の関係法令の議論が出てきたが、関係法令との整理についても、全体像を示す中で分かりやすく示していくということは重要だと思う。いくつかの法令が重なり、事業者の負担が増えることがないように、窓口の一元化や個々の法令に伴う負担の重複の排除等、関係省庁でしっかりと連携して対応いただくことが重要。
- 他の委員からも御指摘があったが、特に官民協議会等、制度の運用に当たっては、中

小企業やベンチャーも含めた事業者と継続的にコミュニケーションを取りながら、運用を見直していくということが必要かと思う。その際、特に中小企業やベンチャーに対して特別の手当てや支援を行う必要がある場合には、関係省庁と連携して適切な対応を取っていただくということが重要かと思う。

- 論点をそれぞれ明確に整理していただき、事務局の御尽力に改めて感謝申し上げます。サプライチェーンの強靱化の支援対象に、重要物資の供給に不可欠な役務を含めるという方向性について賛同する。その上で、物資が必要な場所で使用できる状態にするという定義について、物資を起点として支援措置を広げるという整理をすることでこのように理解できる。こうした整理に疑問が全くないわけではないが、少なくともそういった取組については、まず事業者において全うしていくという責任があるだろうと考える。一方、それと同時に、行政の側の責任の所在についても明確にさせていただく必要があるのではないか。すなわち、例としてここで挙げられている光海底ケーブルのように、物資の生産を所管する大臣と役務を所管する大臣とが異なる場合に、文言上は連携してしっかり対応すると書かれているが、事業者からすると、いわゆる縦割りの中で不安や戸惑いを覚えかねない。物資を起点として支援措置を広げるという整理なのであれば、物資が必要な場所で使用できる状態にする取組についても当然、物資の生産を所管する大臣に、主務大臣として責任を持って措置の対応を全うしていただくということになると考える。このことを制度設計の中でぜひ明確にさせていただき、事業者にとっての負担や戸惑いを軽減していただきたい。
- 検討会合の機会に申し上げたことの繰り返しになるが、物資に紐づけた役務として狭く捉えるのではなく、役務の安定供給確保の徹底を図るという観点から、大きな視点に立って継続的に検討していただくことを強く希望する。
- 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合、適切な対応が行えることを明確化する方向性について賛同する。その上で、主務大臣が安定供給確保を図る事業者の関係者から状況を把握したり、あるいは必要な協力を要請したりするときに、この情報の取扱いであるとか、あるいは関係者のそもそもの範囲であるとか、こういったことをあらかじめ明確にさせていただき、事業者が対応するための負担を軽減していただきたい。
- 基幹インフラ制度への医療分野の追加について。特定機能病院を念頭に指定を行っていくという方向性には賛同する立場であり、こうした対象病院の選定に際して、事業規模や地域性を考慮しながら、段階的に指定範囲を拡大するという方針にも賛同しているが、今後、具体的な制度設計を進めていくに当たっては、事業者の準備、あるいは関連するベンダーや行政サイドの関わり方の観点から、時間軸を含めた計画性と予見

可能性を可能な限り高めていただきたい。

- データセキュリティに関する検討について、他の委員から同様の意見が出されているが、守るべきデータは何かといったことを始めとして、明確にすべき課題は少なくない。事業者の声を聞きながら、慎重な検討をお願いしたい。
- 物資の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置について、資料1の9ページのスライドを新たに追加いただいたことで分かりやすくなった。一方、右下四角のキャプションの協力の求めの括弧の中に、「情報提供、協議、投資の延期・見直しの要請」と書かれている。恐らく法律上はここまで記載する予定はなく、分かりやすさの観点から、求められる「協力」とはどのような協力なのかということで例示をされているのだろうと思うが、「投資の延期・見直しの要請」という言葉が独り歩きしかねないと危惧している。下の図の①にあるとおり、認定供給確保事業者が、その計画の実施が困難となるおそれがある、例えば原材料の供給停止、あるいは事業が危うくなってきたというような場合に、潜在的な投資家が助けになることもあり得る。そのため、「投資の延期・見直し」というネガティブなことばかりでは必ずしもないのではないかと思われる。したがって、無用な誤解を生じないようにするためには、例示の書き方を工夫する必要があると思う。
- シンクタンクについて、検討会合でも将来は一本化すべきであり、その絵姿を示すべきと申し上げてきた。本日、他の委員の御指摘を伺っていても、将来できるであろう国家情報局との連携を考えると、一本化されていたほうが良いと思う。それから、このシンクタンクは頭脳であるという御意見が他の委員からあったが、頭脳が二つあって良いのかという問題にもつながる。やはり頭は一つが望ましい。シンクタンクの一本化の必要性を改めて強調しておきたい。
- データセキュリティについて、他の委員が御指摘になった多くの点に共感する。事務局から、具体的な手法は今後検討という回答があったが、私は懸念国をある程度念頭に置いてこの規制を組み立てていくべきと思っている。当然いろいろな配慮をしなければいけない事項はあるが、懸念国を明確にすることによって、データに関連した規制の在り方も大きく変わってくると思う。基幹インフラに関する制度では、懸念国というものを特定せずに、特定重要設備を指定して事前届出をさせているため、結果として事業者がかなり広く事前届出を行っている実態がある。私は懸念国を意識しながら、懸念される設備を水際で止めるべしということのをこれまでも申し上げてきたが、懸念国を念頭に置くか否かで規制の在り方が多分に変わってくると思う。  
また、他の委員から目的によって絞るという御意見があり、私も同じように考える。

この目的というの、懸念国かどうかでかなり限定されてくるのではないかと。規制の在り方や事業者の負担が変わり得るため、懸念国を念頭に制度を組み立てるべきという点は改めて強調しておきたい。

- 特定重要物資の供給に不可欠な役務ということで、よく整理していただいたと思う。本日の議論を聞いているうちに気がついたのは、物資というのは基本的に多くは経産省が所管する一方、役務の部分は恐らく他の官庁が多く所管され、そしてそれぞれの法律、政策体系がある中で、今はそれをサプライチェーン強靱化という一つの大きな方策で一体化していこうとしている、そのちょうど中間段階にあるという感じがする。今回、光海底ケーブルという好事例が出てきて、そのサプライチェーンを維持するための役務について支援の対象にする。それから、もう一つ広げて、特定重要物資に限定はしないけれども、それが地政学的リスクにさらされるサプライチェーンである場合には、それをきちんと守っていくための政策を推進していく。この両方が入ってきていることで、個別の政策が融合していく過程に入ったのかと思う。そのための一つの段階を超えていくプロセスだと思うし、今回、物資の供給という言葉で整理していただいたため、これはこれで一つのきちんとした方向性が見えたと考えている。

- 基幹インフラへの医療分野の追加について、特に特定機能病院を入れていただき感謝申し上げます。他の委員から、既存の基幹インフラにしても果たして大丈夫なのか、脆弱性や問題を抱えていないだろうかという視点が必要だという御指摘があったが、私も同感。特定機能病院に関しては、これから、病院の中でこういった重要な機能を持つものを、全国的なネットワークを前提として整備していくという、このプロセスが大変重要であると思う。

これまで基幹インフラ制度の政策的建付けがどちらかと言えば規制強化である中で、どのようにしてそのインフラ機能をしっかり発揮してもらうかということに関連して、国からの支援を考えたとき、当然それは監督官庁が中心になるわけだが、特定機能病院の場合は厚労省、大学病院だと文科省も入ってくるし、それから地方自治体や消防庁等も関係し得ると考えれば、かなり総合的に対応していただく必要がある。

基幹インフラ制度についての見直しの過程においては、基幹インフラを強化するか支援するという視点が入るような形で、政策の体系化をしていただくと、更にいろいろな意味で生きてくるのではないかと感じる。あまり広げ過ぎるとよくないということはあるが、基幹インフラの脆弱性が見えてきていることもあり、その点をぜひ御検討いただければと思う。

- データセキュリティについて、事務局の説明や他の委員の御意見を拝聴していて、まだどこか少し納得できないというか、整理が不十分な感じも若干する。特定個人に対す

る影響力行使等に利用されるリスクという形で、ゲノムデータから位置情報、金融情報、医療情報までが例示されているが、データの次元が少し違う可能性もあり、このようなところを今後どのように整理していくか。

例えば、日本は世界最高の内視鏡が普及しており、非常に優れた画像データが集まっている。ところが、患者のコンセンサスを得た上での話だが、その画像データを研究等にどのように安全に活用するかについては、まだルールが整備されておらず、せっかくのデータが活かしきれていないという話がある。

諸外国において、ゲノムデータを含めて厳しく規律しようとしている背景として、創薬や医療機器、治療法の研究開発という目的があると考えると、そのような点も視野に入れながらデータセキュリティの制度設計を行う必要がある。基本的に我が国の大事なデータは絶対に守るという視点と、活かされていないデータをこれからどう活用するかという視点までを含めた形の制度設計やルール整備を併せて進めていただくと、単に事業者に負担がかかるだけではないかとか、大学の研究者が非常に不安に感じる懸念が軽減されるのではないか。

- 検討会合において大変丁寧に説明していただき、私の意見もきちんと反映いただいていると思う。検討について、私はこのまま進めていただくのがよいと思う。基幹インフラに医療分野を入れていただいたことに感謝申し上げる。
- ゲノムデータについて、資料1の42ページを拝見すると、「ゲノムデータが我が国の外部に漏えいしている事例があることは由々しき問題」と書いてあるが、これはどういった事例か。ゲノムデータが安全保障上重要だという認識は、なかなか研究者レベルではまだ浸透していないが、現場で言われているのは、がんの遺伝子パネルを患者から検査すると、そのデータが外国に行ってしまう、そこで解析されて戻ってくるため、データは外国のある研究機関が全部持っているのではないかという事例。それから、遺伝子のDNAシーケンサーというのが高額なのだが、サンプルを外国に送ると安価で全部解析して戻ってくる、そういったことを言っておられるのか。あるいは、遺伝子のDNAシーケンサーはリースで借りることもあるようだが、それが外国製であるために、データが全部そこに入っていく、漏えいしているのではないかということなのか。現場でいろいろなことを議論するのだが、実際にどういったデータが漏えいしている事例があるのかというのは、現場には伝わっていないため、どういったことを注意したらいいのかという問題意識がある。
- この先、ヒトの全ゲノムデータがかなり安価で解析できるようになれば、10万円程度で全部データが分かるから気軽に調べてみないかと言われるようなことが、数年後にはたくさん出てくると思う。そういったことに対して、どういう懸念があるのか専門家

の間で議論しておく必要がある。

例えば、ある遺伝子がこういう形だとこのがんになりやすいとか、ある病気になりやすいということは当然分かるが、もっと簡単に、この遺伝子がこういう形だと走るのが速くなるとか、ジャンプ力が高くなるとか、そういった遺伝子の型があるということも分かっている。どのような形で規制し、どのような形で自由に活用していくのか、ヒトの全ゲノムデータ解析ができるようになると、大きな問題になると思う。したがって、議論を開始したほうが良いと思ったところ。

- お示しいただいた改正の方向性に賛成。サプライチェーンの強靱化において、物資が必要な場所で使用できる状態にする取組とは、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保と同じ考え方であって、基本的な理念にも沿ったものと考えます。
- 海外事業の展開支援については、経済安全保障に資することを前提に、支援の対象を広く捉えると共に、支援の手法には選択肢を設け、官民協力推進につながる制度にすることが望ましいと考えます。
- データセキュリティについては、既に多くの御意見、御説明があったように、これから慎重に議論を進めていくことが大前提である。個人情報保護法は、外国によって戦略的にデータが用いられるといったリスクに対応する法とはいえない。要するに、個人情報保護法には外国に注目した規律が存在しないし、データセンターについての規律も不十分であるという現状では、個人の機微なデータについて措置を講じることが喫緊の課題である。経済安全保障の観点から、保護に値するデータが何かについては丁寧な検討が必要だが、情報の内容や性質に基づいて考えると、資料1の39ページでお示しいただいたゲノムデータ、位置情報等は、諸外国と比較しても、保護に値するデータとして違和感がない。何が機微な情報であるのかは、数の多寡によって左右されるものではないが、事業者の負担を考慮すると、何らかの閾値を設定せざるを得ないと思う。ただし、一方的に閾値を定めるのではなく、例示していただいた各情報について、事業者が保有するデータの件数を踏まえて、事業者の理解を得た上で、精緻な閾値を設定していくことが不可欠と考えます。
- 今回の推進法の見直しは、対象の拡大、あるいは組織の拡充ということが全体の構成だと思う。それについては結構なのだが、推進法の枠組みである限り、規制については、少なくとも経済安全保障を確保するために合理的に必要と認められる範囲で行い、これに伴う支援に関しても、当然ながら経済安全保障の確保を目的とした経済施策として合理的な範囲内ということになると考える。

重要技術の育成支援に関して、指定基金の拡大・強化についての検討会合の際にも申

し上げたが、当然この施策は今のような考え方をすべきであり、通常の研究開発とは異なる。規制とセットにはなっているが、そこは運用としてよりフォーカスをして、法目的に沿ったものにしていくということが、この施策も含めて全体的に非常に重要な局面になっていると思う。

- 多くの御意見が出ていたデータセキュリティに関して、RIETIでデータの論文を出したり、データの保護の政策も関わったりした立場から申し上げると、データは法的に取扱いが難しい。どこまでデータなのかよく分からないし、数と言っても、何個というような数え方はなじまない。簡単に扱おうすると、ほとんど条文にできないと思われるため、よくよく検討していただきたい。

具体的には、データの保護のときも同様だが、行為規制になる。何の目的で、データをどういうふうに使ったときに問題になるかということ整理することが重要。これについても、戦略的不可欠性の問題と自律性の問題の二つの観点がある。不可欠性のほうは、特にゲノムデータとか高度なデータを使って、我が国の経済安全保障上の重要技術の開発につながるというような観点での規制を考えることが1点。それから、自律性については、データはAIと組み合わせることで武器にも使われるし、極めてリスクがある。現在、AI生成された声や動画で詐欺が急増しており、法律事務所にも多くの相談が来ているが、諜報活動にも使われていると思ったほうがよい。政治家そっくりな声で役人に電話がかかってくる、この情報を出せということがもう起きている。容姿や声の情報は既にインターネット上に拡散してしまっているため、別途対策が必要だが、ゲノム情報等の極めて識別性の高いデータに関しては、それを使って何ができてしまうのかということを経済的に検討したほうがよいと思う。また、データ利活用との関係もあるため、実効的な制度設計をするために、検討を進めていったほうがよい。

地域による規制という話について、輸出規制の枠組みを参考にするといいと思うが、輸出規制はあくまで貨物と紐付けられている。貨物の設計・製造・利用に関する技術情報の提供に関しては規制されており、そこで読めるのであれば、そういう考え方もあるかもしれないが、今回議論しているものはもう少し広いと思われるため、申し上げたような観点で議論を進めていく必要があるかと思う。

- 推進法の改正、議論の方向性にも賛成する。物資の供給に不可欠な役務に関連して、他の委員がおっしゃった融合の過程ということが、まさしく当てはまる段階に来ていると思う。物資の安定供給のための役務という部分には支援と規制の両方が含まれるし、今回新たな話として海外事業展開やデータセキュリティの話も入ってくる。今回議論している部分は、一つのやり方では上手にいかず、非常に難しい局面に来ている。それをどのように打開していくかが重要。容易ではないが、例えば、今回、安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置については、あくまでも協力を要請するとい

う形でやっていき、そこで運用のよい仕組みを作り上げていく努力をするというように工夫いただいております、これは非常に重要なところだと思います。

輸出規制、外為法の話も出ていたが、これは長年の間でも、外為法第25条、第48条を毎回改正しなくてもできる部分は、下位法令でうまく運用してきた。このような官民協力の歴史というものは外為法等から学び、そこで出てきた成功例や、どのように行動していくのかというガイダンスのようなものを策定できるような過程を進めていくということが必要。

シンクタンクの部分も官民協力に深く関係しており、今回、政府に非常に近いところにシンクタンクができ、政策に影響を与えていくことになる。日本では従来、政府を取り巻く米国型のシンクタンク文化が発展してこなかった。これには税制や様々な問題があるが、政府に近いと同時に、政府に対して批判もしていく、改善を求めていくというような強いシンクタンク文化を創り上げていき、その中で、時代を先取りした政策の考え方を出していけるような好循環を生み出すプロセスができるのが望ましい。現在の、融合する過程という時期をうまく乗り切れればと思う。

#### (4) 事務局からの回答

- 今回検討している具体的な措置の実効性について御意見を頂いた。実効性を確保することの重要性は、事務局としても強く認識しているところ。そのため、既に施行している制度については、事業者と密に意見交換を行い、足りないところを補っていくという形でしっかりと手当てを行う。そして、必要があれば制度自体の改正もしていくということの重要性は、まさに御指摘のとおりと考えている。そのプロセスの中で、経済安全保障の考え方を理解していただき、同じ考え方の下で取り組んでいただける事業者を増やしていくことが、実効性を確保していくために一番重要なのだろうと思う。そのためにも、丁寧に対話を重ねていきたい。

実効性の部分に関連して、複数の省庁にまたがった場合に、資料等が統一されておらず負担が生じているという御指摘があった。我々の所属である内閣府・内閣官房は、政府における総合調整機能、司令塔としての機能を有しているため、その辺りはしっかりと対応していきたい。

- この三年間の変化を踏まえて、今回の推進法見直しの議論をどのように説明していくのかという御指摘は、特に、今回の法改正のシグネチャーとなるものを意識しながら説明すべきという御提案も含め、非常にありがたい御指摘と思っている。どう説明すれば国民に御理解いただけるのかということをよく考えながら準備を進めていきたい。
- 今後も継続的に見直しをしていくべきという御指摘を頂いた。委員から言及があったとおり、世界情勢あるいは技術の展開というものは非常に急速に変化しており、これ

からも継続的に推進法を見直し、速いスピードで対応していく必要があることは当然だと考えている。運用面についても、事業者と意見交換しながら、法律事項でないものは即座に直していき、制度面についても、有識者の皆様に議論を重ねていただきながら、随時対応していくということは当然必要だと思っている。

- 法律の点検や見直しに際してのスクラップという御意見を頂いた。個人的にも同様の問題意識を長年持っているところ。制度を創設するよりも撤廃することのほうが難しいと感じることもあるが、スクラップの視点は引き続き意識してまいりたい。
- 最初から広めの制度設計とするのではなく、今後の課題を見据えて先手で対応すべきという御指摘は重要。今回のデータセキュリティについて、難しい議論をしているのは、まさに現実に起きていることへの対応というよりは、これから起きることを想定しながら議論しているためだと思う。これは一例だが、これから社会がどのように変わっていくのか、技術がどのように変わっていくのか、そういうことを分析して先を見ながら議論していきたい。
- 11月の経済安全保障推進会議で総理から検討の御指示を頂いているため、推進法の改正については事務局としてよく議論するが、これで終わりではなく、安保三文書の見直しを始め、同時並行で動き出しており、経済安全保障は、安保三文書を見直す上でも重要なものになってくる。したがって、推進法の改正も今回何とか検討したいと思っているが、それに続けて、データセキュリティも含め、経済安全保障の推進に向けてどのような対応を取っていくのか、継続的に検討してまいりたい。引き続き御指導をお願いしたい。
- フィジカルAIの部品等のサプライチェーンを特定国に依存しないようにすべきという御意見についても、しっかり主務官庁と問題意識を共有したい。関連して、推進法の特定重要物資として支援している産業用ロボットとクラウドプログラムの主務官庁の担当部署とは日頃やり取りしているが、フィジカルAIの重要性を認識し、経済安保に限らずDXの文脈を含めて必要な政策に取り組んでおられると承知している。
- 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置について、物資を起点としており視野が狭く見えるといった御指摘を頂いた。物資を起点としない形で、役務を供給する者に対する対応の必要性があるのかどうか見直すことは今後の課題と考える。関連して、他の委員からは、経済安全保障の範囲として役務までは拡大しないとしても、事業法で安定供給確保ができるのか否かを、改めて各事業所管省庁に促し、しっかりと連携すべきとの御意見も頂いた。示唆に富む御意見であり、これらを踏まえて検討してまい

りたい。

複数の省庁にまたがる場合の行政側の責任の所在を明確にしないと、事業者にとっては分かりにくいとの御指摘はそのとおりであるが、法律に規定される主務大臣は、業を所管する大臣であることが大原則であるため、業を離れて主務大臣を別に規定することは制度上難しい面がある。そうした場合は、省庁間で連携して対応していくことが重要である。実際、光海底ケーブルについては総務省及び経産省が現在も連携できしており、内閣府としても先頭に立って統括していきたい。

- 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置に関連して、規制と支援の関係性については、中間段階あるいは融合の過程であるという御意見があった。一般的に法律を考える際に、規制措置なのか支援措置なのかという形で、我々はすぐに分けて考えてしまいがちだが、経済安全保障を推進していく上で、両方の措置をどう使い分けていくのかというだけではなく、融合させていくということで、非常に重要な御指摘を頂いた。
- 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置における情報提供について、民間契約の守秘義務の解除にまで至れるように、公益開示の要件の一環として法的な手当てをすることが実効性の観点からも求められるとの御意見を頂いた。我々も制度上いろいろと検討したが、民間契約を覆す規定について、推進法第二章の特定重要物資に関する支援制度の中に位置付けることは、法制上の難易度が高いと考えており、事務局としては、政府から一方的に求めるという規定にとどめる方向で考えている。ただ、経産省によれば、メガバンク等からは、こうした規定があるだけでも、クライアントや社内との関係の調整に有用であり、主務官庁とも話がしやすくなるとの声があるとのことである。
- 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置に関して、複数の委員から、実効性をどう確保するのか、資料1の9ページの例示が不適切ではないか、事業者の負担の観点からしっかりと議論すべきだという御指摘を頂いた。資料で例示している投資の延期や見直しの要請は、条文に書くわけではない。条文上は、あくまで安定供給確保のために必要な協力を求めるだけであり、今後の説明における例示の仕方については見直したい。

実効性の観点にもつながる点だが、推進法第二章の特定重要物資は、あくまで支援の枠組みであり、規制的な枠組みではないため、今回は単に協力を求めるだけのソフトな手法としている。外資系の金融機関から情報を取れるのかという御指摘もあったが、外資に対する規制については、外為法による枠組みが既にあり、本来的にはそちらで対応すべき問題である。投資の見直しの要請という点についても、経済活動は適法である限りは自由というのが大原則である。したがって、不採算事業だから支援するというわけ

ではなく、あくまでも経済安保上重要であるから必要な協力を求めるという構成を取っている。ただし、ソフトな手法であっても、情報収集の手段を整備することで一定の意義が望めるのではないかとの期待を持っている。

- 基幹インフラ制度に特定機能病院を追加するという点について御賛同いただいた上で、より広い視点として、既存の基幹インフラについて、サイバー対応の脆弱性がないか、事業所管省庁や関係機関と共に総合的に対応すべきといった御指摘を頂いた。病院や設備に関する具体的な制度設計はこれから行うことになるが、既存のサイバーセキュリティ対策として既に定められているものとして、サイバー対処能力強化法が今般制定されている。こういったサイバーセキュリティ分野の取組等とも連動しながら、サイバー対応の脆弱性がないかといったことも、必要に応じて対応策を考えていければと思う。

- 新しい制度をつくるだけでなく古い規定も見直すべきという御指摘に関連して、あまり目立つ議論ではないが、今回、基幹インフラ制度の細かい見直しをしようとしている。実際に制度を運用する中で、関係する全ての事業者アンケートを行い、密に話を聞いていると、資料化していないものも含めて、非常に細かい見直しの要請が来る。事務局としても、是非やるべきだと考え、資料1において代表的な運用改善の例を載せている。御指摘いただいた点は、重く受け止めて実施していきたい。

実際、サイバー対処能力強化法が策定されて動き出したが、その対象者は基幹インフラ事業者と重なっており、届出の実施や重要電子計算機の登録等、細かい話だが重複する部分がある。このため、実はサイバー対処能力強化法の新しい基本方針でも、同じ事業者に対して、基幹インフラ制度で求めているものと同じような提出書類を求めるといふことに関して、どういう工夫ができるのかきちんと検討する方針になっている。少し具体的な事例を申し上げたが、こういうことをやりたいと思っている。

- 海外事業の展開支援について、何が経済安全保障上重要な事業なのかということをしっかり議論する必要があるという御意見を頂いた。大変重要な御指摘であり、今後、基本指針の策定の中で、どのような視点で対象事業を考えていくのかという視点を、しっかりと議論しながら定めてまいりたい。他方、例えば経済安全保障というものを厳格に限定しようとするればするほど当然、本来カバーすべき事業をカバーできなくなる可能性もある。英国等は、安全保障とは何かを意図的に定義しないという形で対応している。いずれにせよ、どこまで視点を定めるかといったことは、基本指針でしっかり対応していくべき問題だと考えている。

- シンクタンクについて、国家情報局のインテリジェンス機能との連携をしながら活

動していくことが望ましいという御意見を頂いた。国家情報局については、目下その在り方について政府内で検討が進められているところ。資料2に詳細があるが、シンクタンクのミッションである、サプライチェーンやインフラのリスク低減、そして技術、こうした調査・研究を専門的に進めていく上で、国家情報局といかなる連携が必要になるのか、今後の検討状況も見極めながらしっかりと検討をしてまいりたい。シンクタンクの一部に機微な情報を扱わせること、重要経済安保情報等をどう扱うかということも含めて、検討事項だと考えている。

- 技術の背景にあるサイエンスの問題がまだ解けていないという御意見について、これは非常に野心的な御意見だと受け止めている。技術については、これまでもJSTやNEDOでも検討され、そして御意見の中でも触れられていたとおり、CSTIにおいても別途技術に特化したシンクタンクの設立が検討されているように、様々な機関がある中で、こうした調査・研究が進められているところ。今回検討しているシンクタンクの創設によって、これらの先行する知見を含め、今後いかに活用していくのか、それを可能とするミッションの設定、組織体の在り方、人材等について、引き続き考えてまいりたい。
- 政府の近くで活動するシンクタンクであるならば、シナリオ分析等に強みを発揮すべきではないかという御意見があった。こちら先ほど申し上げたように、一部には重要経済安保情報を含む機微な情報を扱うことを可能としつつ、シナリオメイク、リスクキャストリング等に生かしていくということも検討してまいりたい。
- 米国型のシンクタンク文化を創り上げていくべきという御意見があった。足元のことだけではなく、先を見ながら課題を発掘し、それを官民双方でやっていくということで、シンクタンクからの政府の政策に対する批判的な意見も当然あり得ると思っっている。この先、経済安全保障に関するよい政策、よい社会をつくっていくために、総合的な経済安全保障シンクタンクを創設しようというのが今回の趣旨であり、頂いた御意見は事務局としても重要だと考えている。
- 官民協議会について、まさに民間を含めて様々な情報を糾合していく、そういったハブ・アンド・スポークの機能を果たしていくべきではないかという御意見を頂いたが、事務局としても、まさにそうした機能を目指しているところ。サプライチェーン、インフラ、リスク点検等、官民の情報共有は、今日の経済安保の諸課題に取り組んでいく上で不可欠だが、民間の立場からすると、政府に情報を一方的に取られるのではないかという懸念があってはならない。官民協議会では、政府から外部からの脅威等の有益な情報を提供・共有され、その対策について官民で協議をしていくことで、有効な対策につなげることができるという意義をまずは見いだしていただき、民間の皆様からも有益

な情報を御提供いただけるよう、工夫の仕方を考えてまいりたい。

- データセキュリティについては、検討会合で御説明したとおり、経済安全保障上重要なデータを取り扱う者に関する規律、大量データの保存・処理先となるデータセンター及びクラウドに関する措置という二つの観点で検討している。

経済安全保障上重要なデータを取り扱う者に関する措置に対する御意見について、対象データとして、様々な民間保有データが想定し得る一方、多くのデータは営業秘密として、一定程度規律の対象になっている側面がある。その前提で、事務局として検討対象になり得ると考えたのが、個人に関する機微なデータと基幹インフラの役務の安定的な提供に必要なデータ。これ以外にもあり得ると思うが、まずはこの二つについて検討を進めてはどうかと考えている。

業法で規律を行う考え方もあるが、業法の中に経済安全保障の観点が入っているわけではない。今回例示しているゲノムデータ、位置情報、生体認証情報、金融情報、医療情報について、それぞれの業法を改正して、データ防護に関する規律を設けるよりは、これらのデータを横串で防護するような制度を設けることがあり得ると考え、検討を進めている。

具体的な措置の内容については、事業者の方のお話を伺いながら検討を行っているところ。検討会合の資料にあるとおり、事業者の負担が少なく、実効性のある制度について、引き続き検討を進めていきたい。閾値を設けることも一案だと思うが、具体的な措置の内容については引き続き検討を行っていきたい。

規律の目的については、経済安全保障の観点から必要な規律を考えていきたい。外為法の下位法令における規律についても御指摘いただいたが、他の制度も参考にしながら、事業者の負担が少なく、目的に照らして適切な措置を検討していきたい。

- データセキュリティにおける個人に関する機微データについては、特定の個人に対する影響力行使に使われ得るということが一番の懸念点。例えば、国家の要人に対する影響力行使として、その方のゲノム情報や位置情報、医療情報等が、脅しや揺すりに使われかねないと考えており、経済安全保障上重要なデータとして対応する必要がある。

- データの数が増えれば安全保障上の懸念が高まるのかという御指摘について、個人の機微データに関する懸念に対して、どの程度の閾値だと個人を特定しやすいかは、データや情報によって異なってくると思う。したがって、事業者等とも引き続き話をしながら検討していきたい。また、一定の閾値を超えたら突然、質的に安全保障上重要なデータ情報になるのかという観点からは、実は閾値はかなり低くなるかもしれない。しかし、閾値を低く設定すると、対象事業者が大きく広がってしまう。したがって、規制の効果と事業者の負担のバランスも考えながら検討することが必要。先ほど申し上げた

懸念に対応するため、規制効果と事業者負担の両方加味しながら、検討していきたい。

○ データセキュリティについては、国民及び国家の安全を守るという観点で検討を進めている。個人情報保護については、個人情報保護法が存在する。したがって、今回検討している措置の狙いはコレクティブな個人となる。国民及び国家の安全に影響するという意味では、国家の要人一人でもそうだが、ゲノムデータを悪用され特定の個人に作用するような何らかの製品が開発されてしまうようなケースを含めれば、数百人、数千人ということになると思う。したがって、個人一人の安全・安心であるとか、一人の情報をどうするかという議論ではなく、まさに国家に対する安全をどう守るかだと考えている。

○ 内視鏡の画像データ等の利活用も進めていくべきという御指摘があった。事務局では、データを保護するための措置を検討しているが、政府全体で見れば、データ利活用の推進は、DFFTを推進する我が国の基本的な考え方であり、データ利活用推進の担当部局とうまく連携しながら、データセキュリティの検討を進めていきたい。利活用の観点から足を引っ張るような制度にしないことが重要だと考えている。

また、リスクについても、事務局としてもう丁寧な説明が必要と考えている。本日御指摘いただいたように、大量のゲノムデータや、医療データは、特定の個人に対する影響力行使に使われるだけでなく、創薬への活用等も当然想定し得るため、そのような説明も今後丁寧にしていきたい。

○ データが流出する事例としてどのようなものが考えられるのか御意見があった。情報漏えいが行われるケースとしては、39ページに記載したとおり、データの提供、データの保存処理を行う情報システムの導入、ゲノムデータの解析依頼、等が考えられる。データに関する規制は非常に難しいとの御指摘も頂いたが、これらの行為に対する何らかの規制になるのではないかと考えている。

また、DNAシーケンサーを例示いただいたが、そもそも情報を取り扱う情報システムについても何らかの措置が必要ではないかと考えている。生成AIが広く普及している現状も念頭に置きつつ、引き続き、必要な措置を検討していきたい。

○ データセンター及びクラウドに関する規律については、データセンターへの投資が現在続いており、国内におけるデータセンターの開設が増えている状況において、こうした投資意欲を阻害しないよう検討を進めていきたい。検討会合でもお示ししたとおり、データセンター及びクラウドに対しては海外でも規律が課せられているが、我が国の制度が突出したものとならないよう、引き続き検討していきたい。

(5) 若山大臣政務官閉会挨拶

- 10月に政務官を拜命し、前回の会議から参加させていただいている。委員の皆様それぞれの御専門分野における幅広い知見から深い御議論を頂き、厚く御礼申し上げます。
- 本日は、多岐にわたる論点について様々な御意見を頂いた。例えば、サプライチェーンの強靱化のための取組や、基幹インフラ制度への医療分野の追加を始め、事務局の検討の方向性に様々な御意見を頂き、そして多くの委員の皆様から御賛同いただいたこと、心強く思っている。
- 一方、データセキュリティに関しては、もう少し議論を深めるべき、あるいは慎重に検討を進めるべきであるといった御意見を頂戴した。私は長らく国会議員の秘書を務めており、いろいろな案件が持ち込まれてきたが、外国の画像診断システムを日本に売り込みたいという相談を受けたこともあれば、技術力を持った地元の会社が外国に買収されてしまうこともあった。
- 広く一般の国民の中にも、こういうことは現実世界の中で既に直面している課題なのだという認識も高まってきているところ。そうした中で、本日、委員の皆様からは、まさに今、この国が直面している課題に対してどう向き合うのかということについて、非常に実りのある御議論を頂いたと考えている。
- 本日頂いた貴重な御意見をしっかりと受け止めて、経済安全保障の更なる推進に向けて検討を進めてまいりたい。委員の皆様には、引き続き御意見を賜れば幸甚である。